

長久手市非木造共同住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 長久手市非木造共同住宅耐震改修促進事業補助金（以下「補助金」という。）は、地震発生時における共同住宅の倒壊等による被害の軽減を図り、震災に強いまちづくりを促進することを目的として、旧基準非木造共同住宅の所有者が行う住宅の耐震性の向上に資する事業に要する費用の一部に対し、予算の範囲内において交付するものとする。その交付に関しては、長久手市補助金等交付規則（昭和60年長久手町規則第6号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧基準非木造共同住宅 次の要件を全て満たすものをいう。
 - ア 長久手市内にある木造以外の自己所有の共同住宅（国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）であること。
 - イ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。
 - ウ 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
 - エ 廊下、階段室等の共用部分を有すること。
 - オ 住宅以外の用途が延べ面積の2分の1未満であること。
- (2) 長久手市非木造共同住宅耐震改修促進事業（以下「耐震改修促進事業」という。） 次の事業を総称していう。
 - ア 長久手市非木造共同住宅耐震診断費補助事業 旧基準非木造共同住宅について実施される耐震診断者による耐震診断に要する費用の補助に関する事業（以下「耐震診断費補助事業」という。）
 - イ 長久手市非木造共同住宅耐震改修設計費補助事業 旧基準非木造共同住宅について実施される耐震改修設計に要する費用の補助に関する事業（以下「耐震改修設計費補助事業」という。）
 - ウ 長久手市非木造共同住宅耐震改修工事費補助事業 旧基準非木造共同住宅について実施される耐震改修工事に要する費用の補助に関する事業

(以下「耐震改修工事費補助事業」という。)

- (3) 耐震診断技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士をいう。ただし、同法第3条に規定する用途又は規模の建築物の耐震診断を行うときは、一級建築士であることを要する。
- (4) 耐震診断者 前号に規定する耐震診断技術者又は市長が同等と認める者をいう。
- (5) 耐震診断 前号に規定する耐震診断者が、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）に基づき、建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適切に評価することをいう。
- (6) 耐震改修設計 愛知県耐震改修計画認定に関する要綱（平成9年4月1日施行。以下「県要綱」という。）第3条に定める専門機関における耐震改修計画の評定又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第17条第3項の規定に基づく愛知県の建築物耐震改修計画の認定を受けた設計をいい、耐震改修工事を行うことを前提としたものであること。
- (7) 耐震改修工事 前号の耐震改修設計に基づいて行う工事をいう。
- (8) 施行者 耐震改修促進事業を行う共同住宅の所有者（区分所有の共同住宅にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する団体又は第47条第1項（第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人。以下「管理組合」という。）又は市長が同等と認める者をいう。
- (9) 所有権等 次のア又はイのいずれかをいう。
 - ア 所有権
 - イ 建物の所有を目的とする地上権又は賃借権による権利
- (10) 大規模共同住宅 旧基準非木造共同住宅のうち次の要件を全て満たすものをいう。
 - ア 地階を除く階数が原則として3階以上の共同住宅
 - イ 延べ面積が1,000平方メートル以上の共同住宅

- (11) 小規模共同住宅 前号に掲げる大規模共同住宅以外の旧基準非木造共同住宅をいう。
- (12) 申請者 第2号に規定する補助事業に係る補助金の交付を受けようとする施行者をいう。
(補助対象建築物)

第3条 この要綱に定める事業の対象となる建築物は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 旧基準非木造共同住宅であること。
- (2) 区分所有された共同住宅の場合は、管理組合で合意形成が図られたもの
- (3) 建物所有者と居住者が異なる建築物の場合は、所有権等を有する者全員及び居住者全員の同意を得たもの
- (4) 過去に前条第2号に規定する補助事業のうち、同じ補助事業の交付を受けていないもの
- (5) 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないもの（法人及び団体にあつては、構成員及び役員に暴力団員を含まないもの）

(事前相談)

第4条 申請者が、耐震診断費補助事業を行おうとするときは、あらかじめ長久手市非木造共同住宅耐震改修促進事業に係る事前相談書（様式第1号。以下「事前相談書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の事前相談書には、昭和56年5月31日以前に建築された建物であることを証明するものとして次の各号のいずれかを添付するものとする。

- (1) 建築確認通知書又は検査済証の写し
- (2) 固定資産評価証明書（家屋）の写し
- (3) 課税台帳登録事項証明書（所在証明・未登記家屋登記用）の写し
- (4) 建物の登記事項証明書の写し

(事業計画の承認)

第5条 申請者が、耐震改修設計費補助事業又は耐震改修工事費補助事業を行おうとするときは、あらかじめ耐震改修計画を策定し、長久手市非木造共同

住宅耐震改修促進事業に係る事業計画書（様式第2号。以下「事業計画書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。なお、耐震改修工事費補助事業にあたっては、第7条第2項に基づく補助金交付申請を行う前年度の6月末までに、その承認を受けるものとする。

- (1) 位置図（案内図）
 - (2) 区域図
 - (3) 補助対象等を表示した図面
 - (4) 配置図、平面図、立面図、断面図、建築設備図、昇降機及び関係図面
 - (5) 現況写真（撮影位置を図示すること。）
 - (6) 管理組合の場合は、組合規約、耐震改修設計費補助事業及び耐震改修工事費補助事業の実施に係る議決書又はこれに代わるもの
 - (7) 建物所有者と居住者が異なる場合は、所有権等を有する者全員及び居住者全員の同意を得たことを証する書面
 - (8) その他市長が必要と認める図書
- 2 市長は、前項の事業計画書の提出があったときは、当該事業の計画の内容を審査の上、当該事業の適合又は不適合を決定し、申請者に対し、長久手市非木造共同住宅耐震改修促進事業に係る適合通知書（様式第3-1号）又は長久手市非木造共同住宅耐震改修促進事業に係る不適合通知書（様式第3-2号）により通知する。

（補助対象経費及び補助金の交付額）

第6条 耐震診断費補助事業の補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の交付額は、別表1のとおりとする。

2 耐震改修設計費補助事業の補助対象経費及び補助金の交付額は、別表2のとおりとする。

3 耐震改修工事費補助事業の補助対象経費、補助基本額及び補助金の交付額は、別表3のとおりとする。

（補助金交付申請）

第7条 耐震診断費補助事業を行おうとする申請者は、当該年度の12月15日までに、長久手市非木造共同住宅耐震改修促進事業補助金交付申請書（様

式第4号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断経費の見積書の写し
- (2) 各階平面図
- (3) 申請者が管理組合の場合は、組合規約及び耐震診断の実施にかかる議決書又はこれに代わるもの
- (4) 建物所有者と居住者が異なる場合は、所有権等を有する者全員及び居住者全員の同意を得たことを証する書面
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 耐震改修設計費補助事業又は耐震改修工事費補助事業を行おうとする申請者は、交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修設計費又は耐震改修工事費の積算内訳書
- (2) 耐震診断結果報告書の写し
- (3) 県要綱第3条の規定に基づく評定書の写し
- (4) 耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく計画認定を受けたときは、計画認定書の写し
- (5) 建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定が必要なときは、全体計画の認定書の写し
- (6) 現況写真
- (7) 配置図(事業を行う土地の区域、建築物の位置等を表示)
- (8) 申請書別紙(様式第5号)
- (9) その他市長が必要と認める書類
(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付又は不交付を決定し、申請者に対し、その旨を長久手市非木造共同住宅耐震改修促進事業補助金交付決定通知書(様式第6-1号)又は長久手市非木造共同住宅耐震改修促進事業補助金不交付決定通知書(様式第6-2号)により通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必

要があるときは、当該補助金の交付に条件を付することができる。

- 3 耐震改修促進事業の各契約は、長久手市非木造共同住宅耐震改修促進事業補助金交付決定通知書の交付決定日以降に行わなければならない。

(着手の届出)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、耐震改修促進事業に着手したときは、長久手市非木造共同住宅耐震改修促進事業着手届（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 契約書及び内訳明細書の写し
- (2) 工程表（耐震改修工事の場合）
- (3) 連絡者リスト（耐震診断業者、設計業者又は工事監理者、工事請負業者、管理組合等担当者）

- 2 前項の書類は、補助金の交付の決定があった日から起算して30日以内に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときはこの限りでない。

(地位の承継)

第10条 交付決定者が死亡した場合において、交付決定者の承継人が交付決定のあった内容で耐震改修促進事業を行う意思があるときは、市長の承認を受けて、当該交付決定者が有していた交付決定に基づく地位を承継することができる。

- 2 交付決定者が破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、交付決定者の承継人が交付決定のあった内容で耐震診断を行う意思があるときは、市長の承認を受けて、当該交付決定者が有していた交付決定に基づく地位を承継することができる。

- 3 交付決定者は、前2項の場合を除き、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(中間検査)

第11条 市長は必要と認めるときは、耐震改修工事の工程を指定し、中間検査を実施することができる。この場合において、交付決定者は、市長が指定する工程に係る、長久手市非木造共同住宅耐震改修促進事業中間検査申請書

(様式第8号。以下「中間検査申請書」という。)に中間検査を行う箇所がわかる図面を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の中間検査申請書を受理したときは、当該耐震改修工事が適切に実施されているかどうか、速やかに中間検査を行うものとする。
- 3 市長は、前項の中間検査を行った結果、当該耐震改修工事が適切に実施されていないと認めるときは、当該耐震改修工事が適切に実施されるよう交付決定者に指導するものとする。この場合において、交付申請者が指導に従わないときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(補助事業の変更)

第12条 交付決定者は、耐震改修促進事業の内容を変更し、補助金の額に変更を生じるときは、変更事業の契約締結前に、長久手市非木造共同住宅耐震改修促進事業補助金交付変更申請書(様式第9号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出し交付決定を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更がないときは、変更の内容がわかる書類を添付して、長久手市非木造共同住宅耐震改修促進事業変更届(様式第10号)の提出に代えることができる。

- (1) 変更後の補助対象経費の見積書の写し
- (2) 変更図面等、変更内容がわかる書類
- (3) 申請書別紙(様式第5号)

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付変更を決定したときは、交付決定者に対し、長久手市非木造共同住宅耐震改修促進事業補助金交付決定変更通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(補助事業の取下げ又は中止)

第13条 交付決定者は、耐震改修促進事業の取下げ又は中止をしようとするときは、補助金の交付決定があった日の属する年度の12月末日までに、長久手市非木造共同住宅耐震改修促進事業取下げ(中止)届(様式第12号)を提出しなければならない。

(遂行命令等)

第14条 市長は必要があると認めるときは、交付決定者に対して事業の遂行

に関して、必要な指導、助言及び指示を行い、又は必要な報告を求めることができる。

2 市長は、交付決定者が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に従って補助対象業務を遂行していないと認めるときは、決定内容に従って当該業務を遂行すべきことを命じることができる。

3 市長は、交付決定者が前項の命令に違反したときは、交付決定者に対して補助事業の一部の停止を命じることができる。

(完了実績報告等)

第15条 耐震診断費補助事業の交付決定者は、当該事業が完了したときは、当該事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、長久手市非木造共同住宅耐震改修促進事業完了実績報告書(様式第13号。以下「完了実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断結果報告概要書(様式第14号)

(2) 平面図、伏図及び軸組図

(3) 領収書の写し

(4) 変更契約書の写し(第12条の規定に基づく変更を行った場合)

(5) その他市長が必要と認める書類

2 耐震改修設計費補助事業の交付決定者は、当該事業が完了したときは、当該事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、完了実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 設計図書

(2) 耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく計画認定を受けたときは、計画認定書の写し

(3) 建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定が必要なときは、全体計画の認定書の写し

(4) 領収書の写し又は請求書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

3 耐震改修工事費補助事業の交付決定者は、当該事業が完了したときは、当該事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、完了実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 施工状況がわかる写真

(2) 領収書又は請求書の写し

(3) 所得税額の特別控除及び固定資産税額の減額措置を受けようとするときは、住宅耐震改修証明申請書及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条第6項の規定に基づく証明申請書

(4) その他市長が必要と認める書類

（是正のための措置）

第16条 市長は、前条に掲げる完了実績報告書を受領した場合において、当該事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これらに適合させるための措置を取るよう交付決定者に命ずることができる。

（補助金の額の確定）

第17条 市長は、第15条第1項又は同条第2項の規定による完了実績報告書を受領したときは、報告内容を審査の上、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に対し、その旨を長久手市非木造共同住宅耐震改修促進事業補助金確定通知書（様式第15号）により通知する。

（補助金の交付請求及び交付）

第18条 前条に規定する通知を受けた交付決定者は、速やかに請求書（様式16号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第19条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき。

- (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(書類の保管)

第20条 交付決定者は、補助金の収支に関する帳簿を作成し備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

2 交付決定者は、前項に掲げる帳簿、領収書等関係書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

事業	補助対象経費	補助金の交付額
耐震診断費補助事業	<p>耐震診断に要する経費で耐震診断者に支払う経費。ただし、延べ面積に応じて次に定める額を限度とする。</p> <p>1 延べ面積 1,000 m²以内の部分は、1 m²あたり 3,670 円を乗じた額</p> <p>2 延べ面積 1,000 m²を超えて 2,000 m²以内の部分は、1 m²あたり 1,570 円を乗じた額</p> <p>3 延べ面積 2,000 m²を超える部分は 1 m²あたり 1,050 円を乗じた額</p>	<p>補助対象経費の 3 分の 2 以内の額。ただし、一住戸あたり 5 万円を限度とする（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。</p>

別表 2

区分	補助対象経費	補助金の交付額
耐震改修設計費補助事業	耐震改修設計に要する経費	<p>補助対象経費の 3 分の 2 以内の額。ただし、1 棟あたり 50 万円を限度とする（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。</p>

別表 3

区分	補助対象経費	補助基本額	補助金の交付額
耐震改修 工事費補 助事業(大 規模共同 住宅)	耐震改修工事に要する経 費 ただし、延べ面積に1㎡ あたり50,200円を 乗じた額を限度とする。	次に掲げる額の合計 1 補助対象経費の23% の3分の2以内の額(た だし、一住戸あたり50 万円を限度とする。) 2 租税特別措置法第41 条の19の2に規定する 所得税の特別控除の額	補助基本額から第2 号の額を差し引いた 額(その額に1,0 00円未満の端数が あるときは、これを 切り捨てるものとす る。)
耐震改修 工事費補 助事業(小 規模共同 住宅)	耐震改修工事に要する費 用 ただし、延べ面積に1㎡ あたり34,100円を 乗じた額を限度とする。	次に掲げる額の合計 1 対象経費の23%の3 分の2以内の額(ただし、 一住戸あたり30万円を 限度とする。) 2 租税特別措置法第41 条の19の2に規定する 所得税の特別控除の額	補助基本額から第2 号の額を差し引いた 額(その額に1,0 00円未満の端数が あるときは、これを 切り捨てるものとす る。)